

キャストの労働時間、「通常」月は120時間確保！

今年の2月3日にオリエンタルランド・ユニオンを結成してから、3月末及び4月6日に解雇されたパフォーマーの問題だけではなく、株式会社オリエンタルランド（以下「OLC」という）と直接雇用にあるキャスト（パート、アルバイト、契約社員など）の労働条件の問題の改善・解決に取り組んできました。

「入社時に約束した労働時間が守られない！」という問題

入社時に社会保険に入りたいということで、社会保険の適用となる時間（月／約120時間）働きたいと約束したが、実際には、●ゲストが少ないからとシフトカット、●今日はゲストが少ないから帰ってくださいと午後から帰された、●閑散期には月80時間しか働けない、という問題です。この問題について、なのはなユニオン&オリエンタルランドユニオンはOLCに交渉を申し入れ、話し合いで「月・120時間は上限時間ではなく、下限時間である」とOLCと確認をし、この問題の解決を図ってきました。

今回、10月1日からの契約更新に対する面接で、Aさんは、「労働時間について、月120時間働きたい」と明示しました。その際、会社は、「Aさんだけでなく、他のキャストも、『通常月は120時間にした』」と答えました。

この間、キャストの組合員が勇気を出して、ユニオンと一緒に、この問題で交渉を重ねた結果、組合員だけでなく、すべてのキャストに対し、「通常月は120時間」が確保されました。毎月、労働時間が違うということは賃金が違うということです。その意味で、安定した賃金に向けて一歩前進が図られました。

ユニオンは、さらに、「安定した賃金」の実現に向けて、閑散期も含め1年間を通しての「下限120時間」を要求していきます。

年間通して、「下限／月120時間」をさらに、めざしませんか！

なのはなユニオン&オリエンタルランド・ユニオン

オリエンタルランドにおける賃金や労働条件についての相談を受けます。



TEL／047-407-3245

FAX／047-407-3247

■ 相談無料・秘密厳守

なのはなユニオン／オリエンタルランド・ユニオン

〒274-0825 船橋市前原西2-14-1-404

メール : nanohana1988-union@dream.ocn.ne.jp